

議案第 7 2 号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和 3 7 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 4 号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。